

一般廃棄物収集運搬業許可証

指 令 第 205 号

事業所所在地 富良野市字学田三区
事業所名 北清ふらの株式会社
代表者 代表取締役 上田 篤行

一般廃棄物収集運搬業を下記により許可する。

1. 期 間 令和7年5月26日から令和9年5月25日まで
2. 一般廃棄物の種類 建設工事等で発生する草類及びすきとり物
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器
衛生用品
事業系・家庭系一般廃棄物
3. 区 域 南富良野町全域
4. 許可の条件 許可された事業の範囲を変更しようとするときは、許可を受けること。
ただし、事業の全部若しくは一部の廃止、又は、住所その他軽微な変更である場合は、その旨を変更の日から10日以内に届出ること。
5. その他の遵守事項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに町条例又は指示を遵守すること。

令和7年5月12日

南富良野町長 高 橋 秀 樹

